

学校法人筑陽学園 個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び関係法令等に基づき、当学園が個人情報(電子データを含む。以下同じ。)を取得、利用、保管及びその他の取扱いについて必要な事項を定め、個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の近くによっては認識できない方式をいう。)で作られた記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて評された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
 - (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 2 「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。
 - (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
 - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方法により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものが含まれる個人情報をいう。
- 4 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合体であつて、次にあげるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く)をいう。
 - (1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することがように体系的に構成されたもの
 - (2) 前項に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成されているものとして政令で定めるもの
- 5 「個人データ」とは、個人情報のうち、個人情報データベース等を構成するものをいう。
- 6 「保有個人データ」とは、本学園が開示、訂正、利用の停止等の権限を有する個人のデータ(その在否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は6カ

月以内に削除されるものを除く。)をいう。

- 7 個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 8 「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を特定できないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該情報が復元できないようにしたものをいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(本学園の責務)

第3条 本学園は、個人情報の取得、保管又は利用にあたり、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(職員等の責務)

第4条 職員等(本学園の役員、職員(非常勤講師、アルバイト等を含む。)、派遣労働者、その他本学園と雇用又は契約に基づき本学園の業務に従事する者をいう。以下同じ。)は、関係法令並びにこの規程及び関係学内規則を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

- 2 職員等は、本学園の業務に関連して知り得た個人情報を利用目的以外に流用し、第三者へ漏えい又は流出させてはならない。退職又は本学園との契約関係終了後においても同様とする。

第2章 安全管理措置及び体制

(個人情報保護委員会の設置)

第5条 個人情報の保護を適切に行うため、本学園に「学校法人筑陽学園個人情報保護委員会」(以下「委員会」という)を設ける。

- 2 委員会に必要な事項は、別に定める。

(個人情報保護管理者の設置)

第6条 本学園は個人情報を取り扱う部署ごとに個人情報保護管理者(以下「管理者」という。)を置く。

- 2 管理者は、事務長、教務部長、総務部長、生徒指導部長、広報委員長、事業部センター長その他本学園が指名する者とする。
- 3 管理者は、所管する業務の範囲内における個人情報の取得、保管及び管理、本人からの保有個人データの内示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の請求に関し、関係法令並びにこの規程及び関係学内規則に基づいて適切に処理しなければならない。
- 4 管理者は個人情報の取扱いに関し、委員会の助言、指導があつたときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

第3章 個人情報の利用目的

(利用目的の特定)

第7条 本学園は、個人情報の保有に当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 当学園は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第8条 本学園は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

2 本学園は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第4章 個人情報の取得

(適正な取得)

第9条 本学園は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

2 本学園は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 前条第3項各号に該当する場合

(2) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号に掲げる者その他に定めるところにより公開されている場合

(3) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

(利用目的の通知等)

第10条 本学園は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あら

はじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

- 3 本学園は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本学園の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第5章 個人データの管理

(取扱い個人データの届出)

第11条 管理者は、所管する部署の保有する個人データを適正に管理するため、次に定める事項を記載した個人情報登録簿を備えなければならない。

- (1) 個人情報データベース等の種類、名称
- (2) 個人データの項目
- (3) 管理者・取扱部署
- (4) 利用目的
- (5) アクセス権を有する者
- (6) 記録媒体
- (7) 保管場所
- (8) 保管期間
- (9) 削除・廃棄方法
- (10) その他管理者が必要と認める事項

2 新たに個人データを取得し、又は届け出た事項を変更若しくは廃止するときは、あらかじめこれを委員会に届け出て、承認を得なければならない。

(データ内容の正確性の確保等)

第12条 本学園は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第13条 本学園は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(職員等の監督)

第 14 条 管理者は、職員等に個人データを取り扱わせるにあたっては、当該個人データの安全管理を図られるよう、当該職員等に対する必要かつ適切な監督が行わなければならない。

(委託先の監督)

第 15 条 管理者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その扱いを委託された個人データの管理が図られよう、委託を受けたものに対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、次に定める安全管理に関する事項を契約書に記載しなければならない。

- (1) 秘密保持義務に関する規定
- (2) 個人データの漏えいの防止、盗用の禁止
- (3) 委託契約範囲外の加工、改ざんの禁止
- (4) 委託契約範囲外の複写、複製の禁止
- (5) 再委任を行う場合の条件
- (6) 委託契約期間
- (7) 委託契約終了後の個人データの返却・消去・廃棄
- (8) 漏えい等の事故が発生した場合の報告義務
- (9) 漏えい等の事故が発生した場合の責任及び賠償
- (10) 契約内容の遵守状況についての報告義務
- (11) 本学園が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定
- (12) 委託先の従業者に対する監督・教育に関する規定
- (13) 個人データを取り扱う従業者の明確化の規定

第 6 章 個人データの提供等

(第三者提供の制限)

第 16 条 本学園は、第 8 条第 3 項に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

2 本学園は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、法に定める個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者への提供の方法
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- (5) 本人の求めを受け付ける方法

3 次に掲げる場合においては、当該個人データの提供を受ける者は、前 2 項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 本学園が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 次の各号に定める者との間で共同して利用されるデータが当該各号に定める者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

①筑陽学園光陽会

②筑陽学園中学・高等学校後援会

(外国にある第三者への提供の制限)

第 17 条 本学園は、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）にある第三者に提供してはならない。

- (1) 当該第三者が、本邦と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国である場合
- (2) 本学園と当該第三者との間で当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法の趣旨に沿った措置の実施が確保されている場合
- (3) 当該第三者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けている場合
- (4) 第 8 条第 3 項各号に該当する場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 18 条 本学園は、個人データを第三者（法第 2 条第 5 項各号に掲げるものを除く。）に提供したときは、当該データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の記録を作成しなければならない。ただし、第 8 条第 3 項又は第 16 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 19 条 本学園は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 8 条第 3 項各号又は第 16 条 3 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体が代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の指名
 - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 本学園は、前項の規定による確認を行ったときは、当該データを提供した年月日、当該確認に係る事項その他の必要な事項に関する記録を作成しなければならない。

第 7 章 保有個人データの開示等

(開示)

第 20 条 本人は、本学園に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

- 2 本学園は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、遅延なく当該保有個人データを開

示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部について開示しないことができる。

- (1) 教育又は業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 本人又は第三者の生命、身体その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (3) 法令に違反することとなる場合

3 本学園は、第1項の規定による請求に係る保有データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該個人個人データが存在しないときは、本人に対し、遅延なくその旨を通知しなければならない。

(訂正等)

第21条 本学園は、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）に係る請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

2 本学園は、前項の請求に係る保有個人データの内容の全部又は一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。この場合、当社は本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。

(利用停止等)

第22条 本人は、本学園に対し、当該本人が識別される保有個人データが第8条の規定に違反して取り扱われているとき又は第9条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの停止又は消去（以下この条及び次条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 本学園は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅延なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

3 本人は、本学園に対し、当該本人が識別される保有個人データが第16条第1項又は第17条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 本学園は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅延なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他第三者への提供の停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

(開示等の請求に関する手續)

第23条 本人が保有個人データの開示、訂正等又は利用停止若しくは第三者への提供停止を請求する場合は、本人又はその代理人（政令で定める者に限る。）であることを証明の上、次に掲げる事項を記載した文書を当該請求に係る個人データを所管する管理者に提出しなければならない。

- (1) 本人の所属(請求時本学園に所属する又は所属していた者の場合)並びに本人及び代理人の氏名・住所
 - (2) 開示等を請求する保有個人データの名称及び記録項目
 - (3) 請求の理由
 - (4) その他委員会が必要と認めた事項
- (苦情の申立て)

第 24 条 第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項又は第 22 条第 1 項若しくは同条第 3 項を請求した者で、保有個人データの開示等の請求に基づいてなされた本学園の措置について苦情がある者は、委員会へ苦情の申立てを行うことができる。

2 前項の苦情の申立てを行う場合は、本人又はその代理人であることを証明の上、次に掲げる事項を記載した文書を委員会に提出しなければならない。

- (1) 本人の所属(請求時本学園に所属する又は所属していた者の場合)並びに本人及び代理人の氏名・住所
 - (2) 苦情の申立ての内容及びその理由
 - (3) その他委員会が必要と認めた事項
- (開示請求の手数料)

第 25 条 保有個人データを求める際の手数料は別に定める。

第 8 章 匿名加工情報

(匿名加工情報の作成等)

第 26 条 本学園は、匿名加工情報（政令の定めるところによる匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報情報を復元することができないようにするための別の定めに従い、当該個人情報情報を加工してはならない。

2 本学園は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するための別の定めに従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 本学園は、匿名加工情報を作成したときは、別に定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

(匿名加工情報の第三者提供)

第 27 条 本学園は、匿名加工情報を作成してこれを第三者に提供するときは、別に定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(識別行為の禁止)

第 28 条 本学園は、匿名加工情報を作成して、これを取り扱うにあたり、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報の係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(安全管理措置)

第 29 条 本学園は、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第 9 章 雑則

(関係法令の適用)

第 30 条 この規程に定めのない事項及びこの規程の解釈適用は、法その他の関係法規に従う。

(規程の改廃)

第 31 条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、理事長が行う。

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。